

江戸時代、美濃国羽栗郡本郷村の庄屋であった花村武史家の文書から、十七世紀中頃の村況に関する資料を読みます。

#### 一 庄屋について

○江戸時代、領主が村民の名望家中から命じて、郡代・代官に属させ、一村または数村の納税その他の事務を統括させた村落の長。むらおさ。畿内・西国方面では庄屋、東国方面では名主（なぬし）と呼ぶことが多い。【広辞苑】

○主として江戸時代の村役人または町役人の称。・・・名主・庄屋の任務は村方の全般に関する事務であるが、特に年貢の納入、戸籍事務、道橋の普請、村民の願書・契約書の奥書などは重要なものであった。・・・領主が出した年貢割付状・同皆済目録の類、村財政の収支を記した村入用帳、領主の布達などを書き留めた御用留、時には検地帳や助郷帳の写、その他多くの書類は名主・庄屋宅に保管されていた。【国史大辞典】

#### 二 羽栗郡本郷村（現羽島市福寿町本郷）について

ア 羽栗郡本郷村：桑原輪中のうち。元和五年（一六一九）から尾張藩領。知行主（給人）は尾張藩重臣・横井氏（尾張国丹羽郡赤目村に本拠）。東は竹ヶ鼻村、南は浅平村、平方村、北は間島村、西は長良川を限る。本郷湊あり。  
イ 羽栗郡：もと尾張国に属したが、天正十四年（一五八六）六月の大洪水で木曾川の河道が変わり、同十七年、美濃に編入され葉栗郡から羽栗郡に改称。  
ウ 桑原輪中：羽島市の南半部（二三か村）。木曾川・長良川・逆川（ぎやくがわ）に囲まれる。幕府領九か村、尾張藩領一三か村、旗本領一か村。

#### 三 本郷村の村況に関する史料

- 1 「覚」（明暦二年・一六五六） Ⅱ 本史料  
○本郷村の庄屋が村況を二十件の箇条書きで奉行所に報告したもの。
- 2 『濃陽徇行記』（寛政年間一七八九〜一八〇〇以降）  
○尾張藩土樋口好古が美濃国内の尾張藩領を巡行し編集したもの。
- 3 『新撰美濃志』（天保元・一八三〇〜万延元・一八六〇）  
○尾張藩土岡田啓が三十年にわたってまとめた美濃全体の記録。
- 4 「村方明細帳」（明治五・一八七二）  
○村の状況報告書。江戸時代〜明治初年、村方で作成し、役人に提出した。

#### 四 語句の説明

○覚（覚書）：当事者間ではすでに理解しあった事柄を備忘のために記録した書付、使者の口上によって詳しく説明する予定の事柄を箇条書きにした文書などを指す。一般に〈覚〉と書き出し、事柄を〈一・・・事〉と箇条

- 書きにし、書止めは敬語を添えず（已上）で終わり、月日、筆者（差出人）、宛先などを書くこともある。【平凡社「世界大百科事典」】
- 惣（そう）：すべて。総に同じ。
  - 間（けん）：長さの単位。一間＝六尺（一，八一八<sup>以</sup>）
  - 濃州：美濃国。
  - 葉栗郡：羽栗郡。
  - 西門真庄（にしかどまのしょう）：鎌倉時代から見える庄名。羽島市内に比定。
  - 元高：江戸時代、初期の検地によって定められた公定の石高。ここでは太閤検地の石高。
  - 今高：後の検地高。
  - 岡路：陸路。羽栗郡く名古屋間は美濃路あり。
  - 小越（おこし）村：尾張国中島郡起村。美濃路宿駅。渡しあり
  - 太閤様の前の一字空け：闕字（けつじ）といい、敬意を表す。
  - 太閤様御検：豊臣秀吉が行った検地（太閤検地）。美濃は天正一七年（一五八九）実施。
  - 鷹場：領主が鷹を放って狩猟する場所。
  - 被成（なされ）：する、なすの尊敬語。
  - 墨俣村：安八郡内。尾張藩領。美濃路宿駅。墨俣湊は水陸交通の要衝。
  - 常々御通り：公用の通行。
  - 伝馬人足：宿駅に継送用に備えられた馬や人足。幕府・領主の公用に供した。伝馬人足は近隣の村々も負担した（助郷役）。
  - 舟役：舟に課する税。ここでは課役として渡船を行うことを指すか。
  - 御上洛朝鮮人：朝鮮使節（通信使）。將軍襲職などの慶賀のため朝鮮国王が幕府に派遣した。
  - 御上り：將軍上洛。三代將軍家光は元和九く寛永十一年まで四度上洛した。
  - 佐和山：近江国坂田郡。現彦根市北部の小山。石田三成の居城があった。
  - 御役：役（やく、えき）は官から人民に課する労働。
  - 船橋：多くの船を並べつなぎ、その上に板を渡して橋としたもの。墨俣の船橋は將軍・朝鮮使節通行に使用。
  - 鵜飼舟：鵜飼をするときに使う舟。
  - 錢（ぜに）：銅錢。江戸時代の貨幣（金・銀・錢）の一つ。
  - 丁（ちよう）：ちようど。まさに。
  - 文（もん）：錢貨を数える語。寛永通宝一枚が一文。
  - 指上ケ：差し上げ。上納。
  - 運上：営業に従事する者に課した雑税。
  - 指引：差し引き。減ずること。ここでは運上錢を減ずること。
  - 去年末ノ年：前年の乙未年（きのとひつじ。明暦元年＝一六五五）。朝鮮使節の通行があった。

- 渡し舟：渡し場で、人馬・貨物などを渡す舟。
- 舟頭：ふなおさ。
- 在々：あちこちの村里。
- 船賃：船に乗るときに払う賃銭。
- 大川筋：ここでは長良川を指す。
- 公儀：ここでは役所の意。
- 仰付（おおせつけ）：上の者が下の者に言いつける。
- 柳代銀：柳にかかる雑税。
- 早川忠右衛門：未詳。尾張藩の役人か。
- 無御座（ごさなく）：御座なしは「無い」の丁寧な言い方。ごさいません。  
反対語は御座あり・御座候。
- 日損・水損：日照り、水害による損失。
- 伊勢地：伊勢神宮領。「六段伊勢田除」（『濃陽徇行記』）
- 反歩（たんぶ）：反（段）・歩とも面積の単位。ここでは反の意。一反（三〇〇歩）＝約九九一・七平方<sup>尺</sup>。歩は六尺（一間）平方で一坪に同じ。
- 御除（おのぞき）：除地（のぞきち）は領主から年貢を免除された土地。
- 御給人様：土地を給せられた武士。尾張藩重臣横井氏。
- 内検：知行地で部分的に行う検注。定期的に行う正検に対し臨時的に行うもの。
- 断（ことわり）：申しわけ。言いわけ。前もって理由を告げること。
- 證文：証拠となる文書。
- くの儀：ことながら。わけ。
- 四拾三年誌之寅ノ年：四十三年前の慶長十九甲寅年（一六一四）。「誌」は心に刻みつけて覚える、書き記す、記録の意だが未詳。
- 社領：同村の神明社の領地。
- 加納：加納藩。
- 大垣：大垣藩。
- さわたり村：安八郡沢渡村。大垣藩領。
- 高須：高須藩。
- かちむら：安八郡勝村。尾張藩領・幕府領。徒歩の渡しあり。
- 所々：ところどころ。あちこち。
- 起村：小越村に同じ。尾張国中島郡。
- 竹ヶ鼻村：羽栗郡内。尾張藩領。
- 森部村：安八郡内。尾張藩領。
- 成戸（なりと）村：海西郡内。幕府領。
- わきたい村：安八郡脇田（わきだ又はわきたい）村。幕府領。
- 石（こく）：体積の単位（おもに米）。一石＝一〇斗＝一〇〇升＝一〇〇〇合＝約一八〇<sup>リットル</sup>。
- 明暦貳年申：一六五六年。干支は丙申（ひのえさる）

○御奉行：尾張藩の奉行。領国支配担当は国奉行（のち勘定奉行）、その下に郡奉行）。